



成迫社会保険労務士法人
松本事務所 TEL 0263-33-2223
長野事務所 TEL 026-291-4152

株式会社 経理代行
松本事務所 TEL 0263-38-7300
長野事務所 TEL 026-291-4160
飯田事務所 TEL 0265-25-0261

応募を増やすための求人票の書き方

連日報道されている新型コロナウイルス感染症ですが、その影響は総務省の「住民基本台帳人口移動報告」（2020年11月26日公表）にも見られます。1997年から23年連続で転入超過であった東京都が、2020年4月～10月の7か月間は転出超過となる一方、2001年から19年連続で転出超過であった長野県は同時期、転入超過となっているのです。また、文部科学省・厚生労働省発表の「令和2年度大学等卒業予定者の就職内定状況調査（令和2年10月1日現在）」によると大学の就職内定率は69.8%で前年同期比7.0ポイントの低下となっております。**裏を返せば人材を採用するチャンスです。**

11月号では、「応募を増やすために避けたい求人票の書き方」について考えてみましたが、今回は、「応募しやすい求人票」の書き方について考えてみたいと思います。

「求職者の印象に残る求人票」とは？

求人票は求職者と求人企業のファーストコンタクトです。数多ある求人から自社を選んでもらうためには、記載方法や内容で違いを出し、求職者の印象に残す必要があります。

以下に例を挙げて考えてみたいと思います。

- ①「未経験歓迎します。丁寧に教えますので安心してください」
- ②「社員を大事にしています」、「アットホームな職場です」

これらは、一見よさそうですが、多くの求人票に同様の表現があるので印象に残りません。

- ①の書き換え…「未経験歓迎。全従業員10名中8名は未経験スタート」
- ②の書き換え…「対象者は全員、育休取得&職場復帰」、「有給取得率80%以上。社員の7割が毎年9連休取得」

具体例、特に数字を入れると説得力が増し、求職者に刺さります。

- ③「基本給190,000円～800,000円」

高すぎる上限額の記載は、「過剰なノルマがあるブラック企業」と思われ逆効果です。また、仮に入社しても待遇面での不満の元になります。

- ③の書き換え…「基本給190,000円～230,000円（年齢、経験による）」等、基本給の欄はスタート時の金額だけを記載し、特記事項欄で「25歳入社1年目：基本給19万円、賞与1か月（入社月による）、総支給300万円（諸手当含む）。26歳入社2年目：月額基本給19.5万円、賞与2.5ヵ月、総支給額350万円（諸手当含む）、入社10年目35歳：年収500万円」のように実例を記載すると、不安が解消されるとともに将来がイメージでき、応募しやすくなります。

上記はあくまで一例で、企業ごとに相応しい記載内容・方法があると思います。大事なことは求職者目線に立つことです。「求職者が知りたいことを、求職者にとって分かりやすく」——求人票をつくる際、意識していただければと思います。

高橋 史樹

70歳までの就業機会の確保が努力義務になります

2020年には「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が可決され、雇用保険法などいくつかの労働関係法令が改正されました。2021年4月からは「70歳までの就業機会の確保等」に関する高年齢者雇用安定法が施行されます。

定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主、65歳までの継続雇用制度（70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く。）を導入している事業主は、70歳までの定年引き上げや定年制の廃止など厚生労働省から公開されている5つの措置のうちのいずれかを講じることが「努力義務」となりました。

少子高齢化が進む中、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある高年齢者がその能力を十分に発揮できるよう活躍できる環境の整備を目的としているそうです。とても元気な高齢者の方もいらっしゃる中、意欲のあるシニア世代が現役で働ける環境があるということは素晴らしいことです。人生100年時代という言葉もよく耳にするようになりました。「生涯現役」が特別なことではない時代はすぐそこまで来ているようです。

経理代行